

**HOKKAIDO  
ALLSTARS GP  
2014**

大会規定

## 1-1 競技規則

---

## 第1章 参加車両

本シリーズに参加できる車両は、基本的に2014JAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定第6章スピードB車両(以下B車両)に従ったものとする。

([http://www.jaf.or.jp/msports/rules/image/2014regulation\\_speed.pdf](http://www.jaf.or.jp/msports/rules/image/2014regulation_speed.pdf))

全ての車両は、さらに次の各条項に従ったものでなければならない。

## 第2章 北海道オールスターGP2014参加車両規定

### 第1条 参加車両の基本定義 参加車両の基本定義 参加車両の基本定義

- 1) 自動車検査証の有効期限の切れているB車両は、一時抹消登録にて参加することができる。ただし自走で参加する場合、一時抹消登録車両での臨時運行許可証(仮ナンバー)での参加は厳禁とし、仮に当日会場に到着していても棄権とする。この場合参加費の返金には応じない。
- 2) スピードB車両規定に適合していてもパイプフレーム、単座席の車両は参加できない。
- 3) 車体に打刻されている車体番号が確認できなければならない。
- 4) 本規定によって許されていない全ての変更は禁止されている。車両に対して行うことのできる作業は、通常の整備に必要な作業または使用による摩耗、事故によって損傷した、部品の交換に必要な作業のみである。許可されている変更及び付加物の制限については、後記で規定される。
- 5) 本GPに出場するすべての車両は本規則に従うことが義務付けられる。また、その車両を改造する場合は、本規則で許される範囲内とする。大会期間中いかなるときでも、車両がそのすべてにわたってこれら規定を遵守していることを大会の競技委員および審査委員の求めに応じて説明および検証作業に応じることは各参加者の義務である。また、技術委員および審査委員は安全性確保の為、参加車両の構造や状態が危険であると判断した場合には、改善・改良指示を出しその指示には従う事。(尚、その指示にしたがわない場合には、技術委員および審査委員は、その車両の大会記録及び走行を除外することができる。)

### 第2条 エンジン

#### 1) 使用可能なエンジン

市販されていて通常購入が可能な量産車のエンジンとし、国内で生産された登録自動車用エンジンに限る。

#### 2) 排気系統

参加者は開催場所の周辺環境を守るために、新千歳モーターランド規定に従うこと。

排気系統は、暫定的であってはならず排気ガスは、排気系統の後端からのみ排出することが許される。排気系統を車室内に通すことは禁止される。

排気口の位置は、車両後端で付近に可燃物(燃料タンク)が無い箇所に設けること。

#### 3) 触媒式排気ガス浄化装置

参加車両は、三元触媒もしくは酸化触媒での排気ガス浄化装置を装着し、また、排気ガスは常に三元触媒もしくは酸化触媒での排ガス浄化装置を通過し排出されることが望ましく、ウエストゲート出口の排気管の戻しは触媒よりエンジン側のパイプへ戻すこと。ウエストゲートの大気開放は禁止とする。

#### 4) エンジンオイル流失防止について(エンジンオイルキャッチタンクに付いて)

オイルがコースに流出することを防ぐためエンジンオイルキャッチタンクを簡易的なものでも装着すること。オイルキャッチタンク取り付けに伴うホース類の変更は認められるが、素材は出来る限り耐火性で熱対策・ホースの抜け対策を確実におこない、エンジンルーム等に取付けること。

オイルキャッチタンクを取付けた場合、オイルキャッチタンクの出口を必ずサクシヨンパイプ等(エンジン吸気側)に接続しブローバイガスをエンジンへ戻さなければならない。

(ブローバイガスの大気開放は厳禁。)

### 第3条 シャシー

#### 1) 駆動方式

駆動方式はFR・MR・RR・FF・4WDとする。

#### 2) サスペンション

サスペンションの取り付け点を変更する為のシャシー加工を禁止する。

※シャシーとはボディ本体を意味し、サスペンションメンバーは適応外とする。サスペンションメンバーを加工する場合は、保安基準を考慮し加工・改造を実施すること。

#### 3) タイヤ

一般公道用の市販タイヤとし使用可能サイズは265/35R18以下とする。競技専用タイヤ(通称Sタイヤなど)の使用はできない。

### 第4条 車体

#### 1) 外観及び形状

車体の外観や形状は第4条2)のフェンダー及び5)、6)、7)の空力装置で認められた変更以外は、量産車の形状を保持されていなければならない。ただし、オープンカーはハードトップを装着すること。

#### 2) フェンダー

公道走行可能車両の場合でオーバーフェンダー等に変更して車幅が変更されている場合は構造変更されていなければならない。フェンダーは車体のシルエットから遊離した形状であってはならず、確実に車体に固定されていなければならない。

#### 3) 座席

座席は前席に2座席が確保されなければならない。ドライビングポジションを改善する目的で運転座席を交換してもよいがシートを交換する場合、シートレールの強度は当初のものと同様以上でなければならない。4名以上の乗車定員が記載されているB車両は大会出場時に後部座席を取り外すことができる。

#### 4) ドア

軽量な材質のものに交換することは禁じられる。また、内張りを取り外すことは禁止されるが、ロールバー取り付けのための最小限の改造は許される。ただし、総排気量が2000cc以下のNA(自然吸気)車両に関しては、サイドバーを2本とすることによりドアを軽量な材質のものに変更することができる。この場合、純正の形状を保ち、純正同様の開閉機構が残されているものに限る。

#### 5) 空力装置(エアロパーツ)

本条項で新規取り付け、または交換が認められる空力装置(エアロパーツ)は、公道走行の許される一般市販のカーアクセサリ部品(国土交通省令道路運送車両法の保安基準に適合した、空気流調整用部品)とし可動式であってはならず、取り付けはインシュロック等の暫定的な方法では無く、ボルトナット、ファスナーなどで確実に取り付け走行中に容易に外れないこととする。サイドスカートを取付ける場合は、それが車幅とならないように(最も外側になってはならない)取付けること。また、軽量な部品である場合はサイドバーの装着を必須とする。

#### 6) 後部空力装置(リアウイング)

後部空力装置を取付ける場合は、公道走行の許される一般市販のカーアクセサリ部品(国土交通省令道路運送車両法の保安基準に適合した、空気流調整用部品)とし無加工で取付けることは許されるが可動式であってはならない。翼端板の加工は禁止される。また、GTウイングに関しては、車体の最外側以内に収まっていなければならない。

7) 補助空力装置(カナード)

カナード(バンパーと一体では無く追加で取付けられたもの)を取付けることができるが、角の処理を5R以上のものでなければならない。

8) ライト

前照灯、尾灯、制動灯、方向指示灯は正常に作動しなければならない。ガラス製のライト類(AE86、PS13等)は無色透明のガラス飛散防止を必ず実施すること。

9) エアジャッキ

エアジャッキの使用は禁止される。

10) ボンネット等

ボンネット及びリアハッチ、トランクリッドは窓ガラスを含まない(第4条車体(4)において特認が認められた車両は除く)形状に限って、純正部品以外の製品に交換できる。その場合には、少なくとも2個以上のボンネットピン又はファスナーを可能な限り離れた位置に取付けること。ファスナーは、工具を使用せずに取り外しができること。また外部から容易に開閉が行える機構のこと。

※新型自動車で行歩者頭部保護基準に該当する車両(自動車登録番号標付き車両で参加の場合)については、ボンネットピン等は突起物にならないような製品を使用すること。

11) 車室

①車室とは、固定された前部隔壁と後部隔壁で仕切られた空間をいう。

②2ボックス車両等で、後部隔壁が明確な壁形状を形成されない構造で床面と連続している場合は、最後部座席シートバック背面の直後で、当該面と同等の角度を持った面を想定後部隔壁とし、それと前部隔壁で仕切られた空間をいう。

③車室は、エンジンルーム、ガソリンタンク、オイルタンク、ギアボックス、プロペラシャフト、配管のジョイントから隔壁で完全に隔離されていなければならない。防音材および防振材は取り外すことが許されるが、車室外と通じる穴は金属素材またはゴムブーツで完全に塞がなければならない。また、いかなる固定方法を用いてもカーペット(フロアマット)、ダッシュマットは取り外さなければならない。

④車室の隔壁は、堅固で防火性に富んだ材質を持つものでなければならない。新たに隔壁を設ける場合は、車室と完全に隔離されるように取付けなければならない。

⑤危険性のあるすべての物体ドライババッテリーを除くバッテリー及び可燃性のある物品等は、車室以外に搭載しなければならない。なお、車室内に取り付けが許される付属品とは、安全装置、通信装置、バラスト(許されているもの)、ウインドスクリーンウォッシャー液容器、クールスーツ用諸装置などを行う。

⑥オイルタンクを荷物室に取付ける場合は、漏油および耐火の隔壁で完全に仕切られていれば許される。

第5条 配管・他

1) 配管

燃料およびオイルとブレーキ配管は、外部から損傷を受けぬよう(飛石、腐蝕、機械的損傷等)、すべてを考慮して保護策をとらねばならない。また、室内には絶対に火災および損傷を発生させない配慮を必要とする。量産車の装備がそのまま維持される場合は追加の防護は任意とする。防音材および防振材等を取り除くことにより配管や配線類が露出する場合には適切なる防護策を講じなければならない。

量産の装備が保持されない場合は以下の適用が義務付けられる。燃料及び潤滑油を収容する配管を車室内に通しても良いが、車室内部にいかなるコネクターも有さないこと。冷却水を収容する配管を車室内に通しても良いがコネクター部分または配管を不燃物で保護すること。



## 第6条 安全ベルト

衝突時に、ドライバーを保護するのが最大の目的であり、スポーツドリフトの安全性をより高めるため装備、装着が望ましい。参加者は、自らを保護するという意識を高めこれらの効果的な装備、装着の重要性を認識する必要がある。

安全ベルトは、その材質、取り付け方法などを含めJAF国内競技車両規則2012第4編付則「ラリー競技およびスピード行事競技における安全ベルトに関する指導要綱」に従ったフルハーネスタイプの4点式以上であることを推奨し、ターンバックル・リリースシステムを装備すること。安全ベルトを座席やその支持体に固定することは禁止される。

## 第7条 消火装置

すべての車両は手動消火器または自動消火装置を装備することが望ましい。

### 1) 手動消火器

手動消火器とは消火器単体をドライバー等が取り外して消火を行うための消火器をいう。

### 2) 取り付け

すべての消火器の取り付けは、クラッシュ時を考慮し、いかなる方向に加えられても耐えられるように取付けなければならない。金属製ストラップの付いたラピッドリリースメタル(ワンタッチ金具)の装着のみ認められる(最低2箇所に装着することが推奨される)。

すべての消火器は十分に保護されていなければならない。

### 3) 取り付け場所・取外し

消火器はドライバーが着座状態でも容易に取り外せる位置に取付けられなければならない。

センタートンネル又は助手席の足元付近へ取付けることを推奨する。

### 4) 表示・点検

消火器は消火剤の種類、容量又は総重量が明記されていなければならない。外部が損傷している容器等機能／性能に影響を与える恐れがあると判断される場合には、装置を交換しなければならない。製造者が定めた有効年数または、耐用年数を超えて使用することはできない。

また、製造者が前記年数を定めていない場合は製造日から7年を使用期限の目処とする。

### 5) 薬剤容量

2014年より、粉末の場合で 2014年より、粉末の場合で 年より、粉末の場合で2.0kg..以上の内容量があるものの搭載を義務付けとする。

## 第8条 牽引用穴あきブラケット

すべての車両は、前後に牽引装置を備えなければならない。この牽引装置は、車両を牽引して移動するのにいかなる場合でも取り付け部分も含め十分な強度を有していなければならない。また、車両がグラベルに停車したときでも使用が可能な位置つまり、車体の最低地上高以上に取付けられていなければならない。さらに、ボンネットを開けない状態で使用できるように取り付けること。車体と類似色である場合や、車体内部に格納されている場合は、装着位置がオフィシャル等に明確に判る色で作られた矢印ステッカー等で取付箇所を表示すること。

## 1-2 遵守事項

---

## 遵守事項①

### 第1条 参加者の遵守事項

- 1) 参加者及びドライバーは、参加申し込みの際に必ず誓約書に署名しなければならない。
- 2) すべての参加者は前記誓約の主旨に従い、明朗かつ公正に行動し、言動を慎み、スポーツマンシップにのっとったマナーを保たなければならない。
- 3) 参加者は、大会期間中、自己の参加車両が参加車両規定に適合していることを保証しなければならない。
- 4) 参加者は、大会中または大会に関係する業務についているときは、薬物などによって精神状態を繕ったり、飲酒してはならない。また許された場所以外で喫煙してはならない。
- 5) 参加者は、主催者や大会後援および協賛者、大会審査委員会、オフィシャル(大会役員)の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- 6) 参加者は、自分の行動はもちろん、自チームのドライバー、ゲストなど全員の行動について責任をもたなければならない。
- 7) 本条項の違反に対する罰則は参加者、もしくはドライバーに課される。

### 第2条 身分証と通行証

- 1) 交付された参加者の身分証は、大会期間中、確認しやすい位置に必ず着用していなければならない。
- 2) 参加車両及び部品、工具を搬入するために必要な通行や積み降ろし作業は、オフィシャルの指示に従って行わなければならない。
- 3) パドック内における通行、駐車、行動の指示は公式通知と案内標識によって示される。参加者はこの指示に従わなければならない。
- 5) 交付された身分証や通行証は、他に貸与したり複製/転用してはならない。

### 第3条 ゼッケン

- 1) 参加車両は、事務局によって配布されたゼッケンを参加者の責任において、本GP指定の位置に記入されていなければならない。
- 2) 参加車両のゼッケンは、練習走行、公式車検、単走1回戦、追走トーナメントを通じて保持されていなければならない。

### 第4条 公式車両検査

- 1) 公式車検は、公式通知で示されるタイムスケジュールに従って事務局指定の車両検査区域または各々のピットで行われる。
- 2) 定められた時間に遅刻した車両及びドライバーに対する処置は、競技長が大会審査委員会に諮って行うものとする。
- 3) 運転者用ヘルメットはフルフェイスヘルメットの着用が最も望ましく、SNELL規格SA-2000、SA2005適合品、JAFにおいて公認のものの着用を推奨する。
- 4) 公式車検を受けない車両やドライバー、検査の結果参加が不相当と判断されたドライバー、また競技委員による改善命令に応じない車両やドライバーは、本大会に出場できない。
- 5) 公式車検に合格したあとで安全設備等の変更および車両規則の改造にあたる部分の変更をしてはならない。
- 6) 競技委員は、公式車検の時間外であっても随時参加車両の検査を行う権限をもち、この検査に応じない参加者に対しては罰則が適用される。



## 遵守事項②

### 第5条 燃料規定

主催者は使用する燃料を制限する事ができる。  
使用するガソリンは市販ガソリンの使用のみ許される。

### 第6条 走行中のドライバーの遵守事項

走行中のドライバーは次の各項を守らなければならない。

- 1) ヘルメット及び安全ベルト、グローブ等の確実な着用。
- 2) コースの短絡路、サービスロードなど規定外のコースを走行してはならない。
- 3) 理由もしくは時間の如何を問わず、そのドライバーがコース上に一時的にも車両を放棄した場合、それは大会を放棄したものとみなされる。
- 4) 緊急の際、大会中に救急車、消火車、大会役員車、レッカー車などサービス車がコースを走行したり、必要な作業を行うため駐・停車したり、またオフィシャルがコースに立ち入る場合があることをドライバーは承知していなければならない。
- 5) コース上にオイル等の液体を撒き散らす恐れのあるようなトラブルがあった場合は、スロー走行でピット又はスタート地点に戻ろうとはせず、すみやかにコースアウトして安全な場所にマシンを止めなければならない。

### 第7条 妨害行為

- 1) 走行中、ドライバーは故意に他の車両の走行を妨害してはならない。また、明らかに重大な事故の発生が予測できるような危険な行為を行ってはならない。コース上でのグリーン上カット等、規定外の走行は危険状態を避ける場合を除いて行ってはならない。
- 2) 唐突な進路変更、加速区間で内側もしくは外側に向かって故意に車両を寄せること、その他の異常な進路変更を伴うような、他のドライバーを妨害するような行為を行ってはならない。
- 3) 上記1-2)の様な行為を確認したドライバー及びメカニックは、その旨を最も近い位置のオフィシャルに申告することが出来る。競技長及び審判員長はこの申告をもとに審議し対処を発表する責任が発生する。審議した申告が正しいと判断された場合は、試技のやり直し等が認められ、正しくないと判断された場合は、申告したドライバーに対し降格、単走時では試技本数が1本減算され、追走時ではその対戦時の分を負け等の判定にすることが出来る。

### 第8条 リタイア(棄権)

- 1) 大会中、事故あるいは故障などにより、以降の走行の権利を放棄するドライバーは、その旨を最も近い位置のオフィシャルに報告しなければならない。

### 第9条 信号合図

- 1) 競技中及び練習走行中の信号合図は、旗信号(補助的に発光信号としての信号灯)によって行われる。
- 2) 旗信号は、次の通り合図される。
  - ①黄旗1本の振動  
危険信号を意味し、確認したら速度を落とし、追い越しは禁止される。コース上またはコースサイドに一部危険箇所があり進路を変更できる準備をすること。

### 遵守事項③

#### ②赤旗表示

走行の中止を意味し、追い越しが禁止され全車両は直ちに減速し低速で審査中はスタート地点へ戻りオフィシャルの指示があるまで待機すること。ドライバーは、参加車両、レスキュー車両がコース上に存在するかもしれないこと、コースが事故等によって完全に封鎖されていることがあること、天候等により走行が不可能となることについて留意しなければならない。

#### ③緑旗表示

コースがクリア(走行可能)であることを意味し黄旗表示が必要だった箇所の直後のマーシャルにより表示される。

#### ④黒と白のチェッカー旗

練習走行などの終了を意味し、提示を受けた車両はその周でピット等へ戻ること。

3) 旗信号に従わないドライバーには罰則が適用される。この違反行為のオフィシャルの判定に対する抗議は受け付けられない。

### 第10条 競技の中断

事故等によりサーキットが閉鎖された場合、または天候、その他の理由により走行継続が不可能になったために競技を中断する必要がある場合は下記のように定める。

1) 競技委員長は赤旗を表示し、同時にすべてのポストでも赤旗が表示される。

2) 走行中断の決定は本GP事務局の承認を得て競技委員長のみによって行なわれる。ただし、緊急の場合における赤旗表示の決定は運営委員会、審査員によって行うこともできる。

3) この合図が出されたらすべての車両はすぐに走行を中断し、速度を落としてオフィシャルの指示通りに、細心の注意を払いながらゆっくりとスタート地点に向かうものとし、下記の事項を認識し、了解しているものとする。

①他の参加車両及びサービス車両がコース上にあるかもしれないこと。

②コースは、事故のために完全に閉鎖されているかもしれないこと。

③天候の状態から、通常速度での走行は不可能になっているかもしれないこと。

4) 競技長が車両に対して作業が必要と判断した場合は、スタート地点で待機している車両は、オフィシャルの指示によりピットへ戻り作業を行うことができる。

### 第11条 競技の再開

競技が中断された場合、競技委員長は運営委員会及び審査員と協議のうえ競技を再開することができる。

#### 1) 予選

①グループ内で1回目または2回目の途中で中断となった場合は、中断前のその回数で得た得点は抹消され、中断された回数の最初の車両から競技が再開される。

②日没等の時間を考慮して審査規定書で告知した試技回数を減算する場合があっても抗議は認められない。

③事故及び天候の変化で路面状況が変化した場合は、競技再開前にウォームアップ走行を行う場合がある。

#### 2) 決勝トーナメント

①対戦が1ユニットを完全に終えていない場合は、赤旗が表示される直前の得点を維持したまま再開する。

②事故及び天候の変化で路面状況が変化した場合は、競技再開前にウォームアップ走行を行う場合がある。

### 第12条 賠償責任

- 1) 自損他損に関わらず、自身が損害、死傷を受けた場合でも、観客・施設・主催者・後援者・運営スタッフ・北海道オールスターGP運営委員会事務局は補償の責任を一切負いません。
- 2) 自損他損に関わらず、他者に損害、死傷を与えた場合は、観客・施設・主催者・後援者・運営スタッフ・北海道オールスターGP運営委員会事務局は補償の責任は一切負わず、参加者自身によって賠償の責任・補償を負うこととする。
- 3) コース・設備に損害を与えた場合は現状復帰を原則とし、その費用は損害を与えた者が一切の弁済を負うこととする。

### 第13条 その他

- 1) その他、危険と判断される事がある場合は、その都度運営委員より注意し、参加者はその注意事項に従うこと。
- 2) 本規定において改定版・追記が発行される場合があり、その変更内容について参加者は従わなければならない。

## 1-3 審查規定

---

## 【審査規定】

### 第1条 採点基準及び採点方法

北海道オールスターGP 2014 公式審査員の審査基準による、

①ライン ②車速 ③角度 等の項目による、持ち点100点からの減点採点方式とする。

### 第2条 予選

- 1) ドライバーは公式車検に合格した車両で、タイムスケジュールによって行われる予選に必ず出場しなければならない。
- 2) 予選は、ローリング走行を審査・採点する。
- 3) 予選の走行順は配属グループ10台によるもので、配属グループ上位2台を通過とし、追走トーナメント出場権を取得する。
- 4) スタート地点へ向かう手順に際しては、ブリーフィングで指示された方法で走行しなければならない。コースインはすべてオフィシャルの指示誘導に従って行わなければならない。
- 5) スタート地点へ向かう間にタイヤを温めることが許されるが、コースアウト及び清掃などのオフィシャルのコース復旧作業が発生するような行為は認めない。
- 6) 予選結果の順位は、それぞれのドライバーが走行中に記録した最高得点順によって決定される。2名以上のドライバーが同一の得点を記録した場合は、セカンドベストの得点を記録したドライバーが優先され順位が決定される。それでも同点の場合は審査員の判断によって決定する。また、この決定順位に対しての抗議は一切認められない。
- 7) コースイン後は、オフィシャルからの指示以外でパドックへ戻ることはできない。自らパドックへ戻った場合は、再度コースへ復帰できない。
- 8) スタート地点へはオフィシャル以外の入場はできない。また、オフィシャルに車両の異常を指摘された場合、出走が禁止される場合があっても従わなければならない。
- 9) スターターの指示を受けて直ちに発進できない場合は、出走放棄とみなし次の者を発進させる。
- 10) 車両の修復等で決められた出走順に走れない場合は、コースイン整列前までに運営委員へ申告することによって最終グループで出走できる。

### 第3条 決勝トーナメント

- 1) 決勝トーナメントの対戦相手は、事前に運営委員で用意したくじ引きを出場者が引き決定する。
- 2) 決勝トーナメントは、追走方式とし、ウォームアップ1本(練習走行)を行った後に行われる。
- 3) 1回目は対戦表で左側の者が先行で右側の者が後追となり走行し、2回目は先行、後追を入れ替えて走行し審査員が採点する。
- 4) 採点方法は、2車の相対評価でおこない1対戦の最高得点は10点とし、0.5単位で両者へ分配する。勝敗は、2回の対戦の合計点が各々の得点となり、より高得点を得た者が勝者となる。
- 4) 延長戦は得点差に関係無く勝負が判定できる場合には実施しない。
- 5) 追走トーナメントの順位決定は、1位から4位は直接対決で決定し、5位から8位と9位から16位はBEST8進出、BEST16進出としそれぞれのステージの中で順位は同列とする。
- 6) スタート地点、コース内は清潔を保ち、器具を整頓し、火災防止につとめなければならない。喫煙は厳重に禁止される。
- 7) 対戦相手がスタートラインに着いてから審査員の判断により5分を超えてもスタートラインに着けない場合は不戦敗とする。両者共にスタートラインに着けなかった場合は、計測開始を宣言して各々の持ち時間が計測される。

## 審査規定②

---

### 第4条 団体戦

- 1) 北海道オールスターGP 2014 公式審査員の審査基準による、
  - ① 距離(接近)、② 同調(シンクロ率)等の項目による、持ち点100点からの減点採点方式とする。
- 2) 団体戦は審査走行の最高得点を獲得したチームが優勝となり、予選、決勝は行わない。

### 第5条 レディース戦

- 1) 北海道オールスターGP 2014 公式審査員の審査基準による、
  - ① ライン ② 車速 ③ 角度 等の項目による、持ち点100点からの減点採点方式とする。
- 2) 総出場台数による個人戦で競う。1回の練習走行のあと、2回の審査走行を行い、最高得点を獲得した者が優勝となる。
- 3) 予選、決勝は行わない。



1-4補足・権限

---

## 第1章 本規則の適用と補則

### 第1条 本規則の解釈

本規則及び本大会に関する公式通知や諸規則の解釈について疑義がある場合、参加者は文書によって質疑申立てができる。質疑に対する解答は運営委員会の解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に口頭で通告される。

### 第2条 公式通知の発行

本規則に記載されていない大会運営上の細則や、参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要指示事項は、公式通知によって示される。

公式通知は、

- ①参加者の住所に郵送またはe-mailや公式HP等で参加者に通知される。
  - ②運営本部に掲示される。
  - ③各予選や追走トーナメント前など必要に応じて招集されるドライバーズリーフィングで指示される。
  - ④緊急の場合は、場内放送で伝達される。
- 以上の方法によって参加者に通告される。

## 第2章 主催者の権限

主催者は次の権限を有するものとする。

- 1) 参加申し込みの受付に際してその理由を示すことなく、参加者、ドライバー、ピットクルーを選択あるいは拒否することができる。
- 2) 運営委員会が必要と認めた場合、ドライバーに対し、指定医師による健康診断書の提出を要求し、大会出場の健康上の理由による可否を最終的に指定することができる。
- 3) ゼッケン番号の指定、あるいはピットの割当て等にあたり、各参加者の優先順位を決定することができる。
- 4) 保安上または不可抗力による特別の事情が生じた場合、運営委員会の了承を得てレースの延期、中止、取り止め、コースの変更等を決定することができる。ただし大会が中止された場合、参加料は返還される。
- 5) すべての参加者、ドライバー、ピットクルーの肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など、報道、放送、放映、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可できる。

2014年6月 北海道オールスターGP2014運営委員会事務局